

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令（案）

目次

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	1
資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）	5
投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）	12

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章の五（略）</p> <p>第六章 有価証券の取引等に関する規制（第二十条 第三十三条の四の三）</p> <p>第六章の二丁第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し）</p> <p>第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 社債券（あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるものに限る。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの（以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。</p> <p>イ（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章の五（略）</p> <p>第六章 有価証券の取引等に関する規制（第二十条 第三十三条の四）</p> <p>第六章の二丁第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し）</p> <p>第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 社債券（あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合において、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるものに限る。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの（以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。</p> <p>イ（略）</p>

□ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十二条第七号及び第十四条の三の七第一号において同じ。）のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの（以下この条及び第三十三条の四の三第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。）に上場されていること、又は当該海外発行転換可能社債券の売買が外国において継続して行われていること。

八・二（略）

五丁十（略）

（売付け又はその媒介若しくは代理及び募集又は売出しの取扱いに準ずる行為）

第三十三条の四の二 法第七十一条の二第一項に規定する政令で定める行為は、売出し又は私募の取扱いとする。

（未公開有価証券）

第三十三条の四の三 法第七十一条の二第二項に規定する適正な取引を確保することが特に必要な有価証券として政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一 社債券
- 二 株券

□ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十二条第七号及び第十四条の三の七第一号において同じ。）のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定するもの（以下この条において「指定外国金融商品取引所」という。）に上場されていること、又は当該海外発行転換可能社債券の売買が外国において継続して行われていること。

八・二（略）

五丁十（略）

（新設）

（新設）

三 新株予約権証券

四 外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

五 前各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二條第二項の規定により有価証券とみなされるもの

2 法第七十一條の二第二項第三号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券（同項第一号又は第二号に掲げるものを除く。）とする。

一 次に掲げる有価証券のうち、法第五條第一項の規定による届出書又は法第二十四條第一項若しくは第三項の規定による有価証券報告書であつて法第二十五條第一項の規定により公衆の縦覧に供されているものの提出者が発行者であるもの

イ 社債券（新株予約権付社債券を除く。）

ロ 外国の者の発行する証券又は証書でイに掲げる有価証券の性質を有するもの

ハ イ又はロに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、

法第二條第二項の規定により有価証券とみなされるもの

二 指定外国金融商品取引所に上場されている有価証券

（委員会の裁判所の禁止又は停止命令の申立て等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四條の五（略）

2、4（略）

（委員会の裁判所の禁止又は停止命令の申立て等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四條の五（略）

2、4（略）

5 長官権限のうち法第九十四条の七第四項の規定により委員会に委任された同項第一号に掲げる権限は、被申立人の住所の所在地又は法第九十二條第一項に規定する行為が行われ、若しくは行われようとする地を管轄する財務局長（当該所在地又は当該行われ、若しくは行われようとする地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

6
(略)

5 長官権限のうち法第九十四条の七第四項の規定により委員会に委任された同項第一号に掲げる権限は、被申立人の住所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

6
(略)

改正案	現行
<p>（募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する不動産の鑑定評価を要する権利等）</p> <p>第十五条 法第四十条第一項第八号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 土地又は建物の賃借権、地上権その他の土地又は建物を使用し、又は収益することができる権利（所有権を除く。） 二 信託の受益権であつて土地若しくは建物又は前号に掲げる権利のみを信託するもの（受益権の数が一であるものに限る。） <p>2 法第四十条第一項第八号イに規定する政令で定める不動産鑑定士は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該特定目的会社の役員（法第六十八条第一項に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その社員。次項において同じ。）又は使用人 二 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五百二十二号）の規定により、法第四十条第一項第八号イの規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者 <p>3 法第四十条第一項第八号ロに規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの 	<p>（募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する特定資産の価格を調査する者）</p> <p>第十五条（新設）</p> <p>（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの <p>法第四十条第一項第八号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該特定目的会社の役員又は使用人

(削る)

(2) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの
イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(削る)

(2) 公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該特定目的会社の役員（法第六十八条第一項に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その社員。以下この条において同じ。）又は使用人

(2) 法第四十条第一項第八号の規定により鑑定評価を行う者

(3) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの
イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 法第四十条第一項第八号の規定により鑑定評価を行う者

(3) 公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号口の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 弁理士又は特許業務法人であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 弁理士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の規定により、法第四十条第一項第八号口の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 特許業務法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 弁理士法の規定により、法第四十条第一項第八号口の規定による調査に係る業務をすることができない者

(削る)

(3) 公認会計士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 弁理士又は特許業務法人であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 弁理士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 特許業務法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 弁理士法の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調査に係る業務をすることができない者

四

不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該特定目的会社の役員又は使用人

ロ 法第四十条第一項第八号の規定により鑑定評価を行う者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(会計監査人を置くことを要しない特定社債の発行総額と特定借入
れの総額との合計額)

第二十四条 (略)

(募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する
不動産の鑑定評価を要する権利等)

第三十三条 法第二百二十二条第一項第十八号イに規定する政令で定め
るものは、第十五条第一項各号に掲げるものとする。

2 法第二百二十二条第一項第十八号イに規定する政令で定める不動産
鑑定士は、不動産鑑定士であつて第十五条第二項各号に掲げる者以
外のものとする。

3 法第二百二十二条第一項第十八号ロに規定する特定目的会社以外の者
であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 第十五条第三項各号に掲げる者

二・三 (略)

(特定借入れに係る債権者に対する催告に係る電磁的方法)

八 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十
二号)の規定により、法第四十条第一項第八号の規定による調
査に係る業務をすることができない者

五 前各号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識
を有する者として内閣府令で定めるもの

(会計監査人を置くことを要しない特定社債の発行総額と特定目的
借入れの総額との合計額)

第二十四条 (略)

(募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する
特定資産の価格を調査する者)

第三十三条 (新設)

(新設)

法第二百二十二条第一項第十八号に規定する特定目的会社以外の者
であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 第十五条各号に掲げる者

二・三 (略)

(特定目的借入れに係る債権者に対する催告に係る電磁的方法)

第四十一条 特定目的会社は、法第百五十七条第二項において準用する法第百三十二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により法第百五十七条第一項の催告をする場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定借入れに係る債権者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該特定借入れに係る債権者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による催告を受けたい旨の申出があつたときは、当該特定借入れに係る債権者に対し、法第百五十七条第一項に規定する催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定借入れに係る債権者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)

第五十二条 法第百三十条第一項第二号に規定する政令で定める方法は、金融市場における金利を基礎として算出する方法とする。

2 法第百三十条第一項第二号に規定する政令で定める条件は、次に掲げるものとする。

一 社債的受益権(法第百三十条第一項第一号に規定する社債的受益権をいう。以下この項において同じ。)について、信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を行う時期及び配当を行う時期ごとの配当額をあらかじめ定めること。

第四十一条 特定目的会社は、法第百五十七条第二項において準用する法第百三十二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により法第百五十七条第一項の催告をする場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定目的借入れに係る債権者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た特定目的会社は、当該特定目的借入れに係る債権者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による催告を受けたい旨の申出があつたときは、当該特定目的借入れに係る債権者に対し、法第百五十七条第一項に規定する催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定目的借入れに係る債権者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)

第五十二条 (新設)

法第百三十条第一項第四号に規定する政令で定める条件は、次に掲げるものとする。

一 あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権(以下この条において「社債的受益権」という。)について、信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を行う時期及び配当を行う時期ごとの配当額をあらかじめ定めること。

二 前号の配当は、一箇月ごと、三箇月ごと、六箇月ごと又は一年ごとに行うこと。

(削る)

三 社債的受益権の元本の額は、当該元本の償還を行う場合を除き、変更しないこと。

四 (略)

五 第一号の配当又は第三号の償還を行うことができない場合は、特定目的信託を終了させること。

(業務の委託について準用する法の規定の読替え)

第七十一条 法第二百八十四条第三項の規定において同条第一項の委託について法第二百条第三項及び第二百二条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百条第三項	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)

二 前号の配当は、六箇月ごと又は一年ごとに行うこと。

三 第一号の配当額は、一の社債的受益権ごとに均一とすること。

四 当該社債的受益権の元本の額は変更することなく、当該元本の償還は当該社債的受益権に係る最後の配当を行う時期に一括して行うこと。

五 (略)

六 第一号の配当又は第四号の償還を行うことができない場合は、特定目的信託を終了させること。

(業務の委託について準用する法の規定の読替え)

第七十一条 法第二百八十四条第三項の規定において同条第一項の委託について法第二百条第四項及び第二百二条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百条第四項	(略)	(略)
第二百条第四項	資産対応証券	受益証券
第四号		

第二百二条		
(略)	第二百二条第二項及び 第三項	(略)
(略)	第二百八十四条第三項にお いて準用する第二百二条第三 項	(略)

第二百二条		
(略)	第二百二条第三項及び 第四項	(略)
(略)	第二百八十四条第三項にお いて準用する第二百二条第四 項	(略)

改正案	現行
<p>(不動産の鑑定評価を要する権利等)</p> <p>第十六条の二 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 土地又は建物の賃借権及び地上権</p> <p>二 信託の受益権であつて土地若しくは建物又は前号に掲げる権利のみを信託するもの（受益権の数が一であるものに限る。）</p> <p>（特定資産の価格等を調査する者）</p> <p>第十八条 法第十一条第二項に規定する政令で定めるものは、受託会社（法第九条に規定する受託会社をいう。以下この条において同じ。）の利害関係人等（当該受託会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。</p> <p>一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの</p> <p>イ 弁護士にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、</p>	<p>(新設)</p> <p>（特定資産の価格等を調査する者）</p> <p>第十八条 法第十一条第一項に規定する政令で定めるものは、受託会社（法第九条に規定する受託会社をいう。以下この条において同じ。）の利害関係人等（当該受託会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。</p> <p>一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの</p> <p>イ 弁護士にあつては、次に掲げる者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第十一条第二項の規定により鑑定評価を行う者</p> <p>(3) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、</p>

法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

口 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百二号）第十条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの
イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) （略）

（削る）

(2) 公認会計士法の規定により、法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

口 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) （略）

(2) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

（削る）

法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

口 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百二号）第十条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの
イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) （略）

(2) 法第十一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

(3) 公認会計士法の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

口 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) （略）

(2) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産（法第十一条第一項に規定する特定資産をいう。次号、第二十八条第三号及び第四号並びに第二百二十四条第三号及び第四号において同じ。）が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以

三 前二号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(委託者非指図型投資信託に関する読替え)

第二十六条 法第五十四条第一項の規定において信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について法第十一条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替えられる法の読み替えられる字句	読み替える字句
第十一条第二項	、その利害関係人等及び受託会社	及びその利害関係人等

外の権利をいう。以下この号、第二十八条第三号及び第二百二十四条第三号において同じ。) 及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。)

イ 当該投資信託委託会社又は当該受託会社の役員又は使用人

ロ 法第十一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(委託者非指図型投資信託に関する読替え)

第二十六条 法第五十四条第一項の規定において信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について法第十一条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替えられる法の読み替えられる字句	読み替える字句
第十一条第一項	、その利害関係人等及び受託会社以外	及びその利害関係人等
		以外

2
(略)

(特定資産の価格等を調査する者)

第二十八条 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(削る)

(2) 弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(削る)

2
(略)

(特定資産の価格等を調査する者)

第二十八条 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項に規定する鑑定評価を行う者

(3) 弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項に

(2) 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

□ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

(削る)

三 前二号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(不動産の鑑定評価を要する権利等)

第百二十二条の二 法第二百一条第一項に規定する政令で定めるもの

規定する鑑定評価を行う者

(3) 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

□ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの(特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。)

イ 当該信託会社等の役員又は使用人

ロ 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項に規定する鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(新設)

は、第十六条の二各号に掲げるものとする。

(特定資産の価格等を調査する者)

第二百二十四条 法第二百一条第二項に規定する政令で定めるものは、資産保管会社の利害関係人等（当該資産保管会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(削る)

- (2) 弁護士法の規定により、法第二百一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第二百一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(削る)

- (2) 公認会計士法の規定により、法第二百一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

(特定資産の価格等を調査する者)

第二百二十四条 法第二百一条第一項に規定する政令で定めるものは、資産保管会社の利害関係人等（当該資産保管会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 法第二百一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

- (3) 弁護士法の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) 法第二百一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

- (3) 公認会計士法の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

口 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) その社員のうちにイ(1)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第二百一条第二項の規定による調査に係る業務をすることができない者

(削る)

三 前二号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(関係行政機関の長との協議等)

第三百三十二条 法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し定められる次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第十一条各項の内閣府令

三 (略)

四 法第五十四条第一項において準用する法第十一条各項の内閣府

口 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) (略)

(2) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの(特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。)

イ 当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人

ロ 法第二百一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

(関係行政機関の長との協議等)

第三百三十二条 法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し定められる次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第十一条第一項の内閣府令

三 (略)

四 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の内閣

令

五〇七 (略)

八 法第二百一条各項の内閣府令

九〇十五 (略)

2〇6 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第二百二十五条 法第二百二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち、法第二編第一章の規定による権限(同条第四項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)は、金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二十二條第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 長官権限のうち、法第二編第二章の規定による権限(法第二百二十五条第四項の規定により委員会に委任されたものを除く。)は、信託会社等の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

3 長官権限のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限(法第二百二十五条第二項及び第四項の規定並びに前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)並びに第百十七條第九号の承認

府令

五〇七 (略)

八 法第二百一条第一項の内閣府令

九〇十五 (略)

2〇6 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第二百二十五条 法第二百二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち、法第二編第一章の規定による権限(前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)は、金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二十二條第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 長官権限のうち、法第二編第二章の規定による権限は、信託会社等の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

3 長官権限のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限(法第二百二十五条第二項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)並びに第百十七條第九号の承認の権限は、投

の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

4～6（略）

（委員会の権限の財務局長等への委任）

第二百二十六条（略）

2・3（略）

4 長官権限のうち法第二百二十五条第四項の規定により委員会に委任された同項第一号に掲げる権限は、法第二十六条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、「第六十条第一項、第二百九条第一項若しくは第二百二十三条第一項に規定する行為を現に行い、若しくは行おうとする者の主たる事務所の所在地又は当該行為が行われ、若しくは行われようとする地を管轄する財務局長（当該所在地又は当該行われ、若しくは行われようとする地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）」に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前項の委員会の権限については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、次項又は第七項の規定により法第二十六条第一項、第六十条第一項、第二百九条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による申立て（第八項及び第九項において「禁止命令等

投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

4～6（略）

（委員会の権限の財務局長等への委任）

第二百二十六条（略）

2・3（略）

（新設）

（新設）

の申立て」という。)の関係人又は参考人(以下この条において「関係人等」という。)に対して法第二十六条第七項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六十条第三項、第二十九條第三項又は第二百二十三條第三項において準用する金融商品取引法第八十七條の規定による処分(第八項及び第九項において「調査のための処分」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長も行うことができる。

6 長官権限のうち法第二百二十五條第四項の規定により委員会に委任された同項第二号に掲げる権限は、関係人等の住所又は居所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内

にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

7 前項の委員会の権限で関係人等の営業所その他必要な場所(以下この項及び次項において「関係人等の営業所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該関係人等の営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

8 前項の規定により関係人等に対して調査のための処分を行った財務局長又は福岡財務支局長は、その管轄区域外にある同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等の営業所等に関する調査のための処分の必要を認めるときは、当該関係人等に対し、当該調査のための処分を行うことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

9

第七項の規定により関係人等に対して調査のための処分を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該関係人等以外の同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等に対して調査のための処分を行う必要を認めるときは、当該関係人等以外の同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等に対して調査のための処分を行うことができる。

(新設)